

山形県立中央病院病診連携システム実施要綱

（目的）

第1条 山形県における当院の役割は、県全体の二次、三次医療を担うことにあります。一方で、地域の医療機関等との連携を図り当院の医療資源を有効に活用して地域医療の充実を図る必要があります。

そのためには診療所医師、他病院医師、歯科医師、薬剤師そして看護師やその他医療従事者そして介護など福祉関係従事者（以下「医療従事者等」という。）が連絡し易く、来院しやすく開かれた病院とならなければなりません。これらの事を推進することを目的として本システムを設立しました。

（登録）

第2条 本システムに賛同する医師や歯科医師は、「協力医申込書」（様式1）により申請し、院長の承認を経て、「協力医」や「協力歯科医」（以下「協力医等」という。）となります。登録の手続き、登録内容の変更、脱退に関しては、実施要綱の運用細目によります。

（紹介患者）

第3条 紹介あった患者は優先的に診療を行い、待ち時間の短縮を図ります。

（紹介・入院の手続き）

第4条 紹介患者の入院の手続きは、病院の規定によるものとします。

二、入院の要否は、当院主治医の判断に基づいて決定し、協力医に必要事項を連絡するものとします。入院に際しては協力医の意向を十分に尊重するものとします。

（協力医等並びに医療従事者等の権限）

第5条 協力医等は来院し、紹介入院患者を当院主治医の了解のもと共同診療することができます。

二、協力医等は当院に検査を委ね、または来院し当院主治医の了解のもと共同で検査を行うことにより、当院の医療機器を共同利用することができます。

三、協力医等は当院に来院し、図書室を利用できます。（時間内）

四、協力医等並びに医療従事者等は院内講演会、カンファレンス（指定）に参加できます。

（協力医制度の利用対象施設及び医療機器）

第6条 協力医との共同診療施設として、当院内に専用病床3床を確保します。

二 共同利用を行う医療機器は次のとおりとします。

- (一) コンピュータ断層撮影装置 (CT)
- (二) 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)
- (三) ラジオアイソトープ検査装置 (RI)
- (四) その他病院長が認めた医療機器装置

(共同診療等の申込み)

第7条 協力医が共同診療を行おうとする場合は、事前に「入院患者共同診療申込書」(様式5)を提出してください。

二 協力医が医療機器共同利用を行おうとする場合は、「医療機器共同利用申込書」(様式6)を提出してください。

(共同診療等の実施手順)

第8条 協力医等の来院については、実施要綱の運用細目によります。

二、診療録、資料等の閲覧は、当院主治医の了解を得るものとします。

(退院とその後)

第9条 紹介患者の退院に際しては、当院主治医は協力医等に対して入院経過および退院後の治療計画を報告するものとします。長期入院になる場合は、途中経過を報告するものとします。

なお、当院主治医並びに協力医等は「べにばなネット」を活用し、紹介患者の医療情報の共有化に努めることとします。

(継続(診療)紹介)

第10条 病状の安定した患者については、協力医に紹介するなど役割分担を明確にするとともに、その後の継続診療についても連携を図り、協力して診療にあたるものとします。

付則 この要綱は、平成13年5月1日より実施。

平成15年1月15日一部改正。

平成15年7月19日一部改正、平成15年4月1日施行。

平成16年2月21日一部改正。

平成16年7月17日一部改正。

平成28年4月1日一部改正。

山形県立中央病院病診連携システム実施要綱に 関する運用細目

第2条関係

1. 登録の手続きに関して

協力医の新規登録は年間を通じて受付し、特別の申し出、問題がなければ自動更新とします。

2. 登録内容の変更に関して

登録内容に変更が生じた場合は、その都度変更届けを提出してください。

(様式:自由)

3. 協力医の脱退に関して

協力医が脱退希望の場合は、文書で届けるものとしませんが、廃業等のために届け出がない場合も、電話等で確認出来た場合は脱退扱いが出来るものとしします。

(脱退届け出様式: 旨が分かるような自由様式)

第8条関係

1. 共同診療並びに施設の共同利用の手順

別紙「協力医の共同診療（紹介入院患者訪問含む）及び施設の共同利用手順」によります。

2. 共同診療における名札・白衣の着用

協力医として、患者を共同診療する場合等は、名札（様式7）・白衣の着用を原則とします。

3. 来院時間に関して

特に制限を設けませんが、事前に地域医療部に御連絡願います。

付則 運用細目は、平成15年1月15日一部改正。

平成15年7月19日一部改正、平成15年4月1日施行。

平成24年4月27日一部改正、平成24年5月1日施行

平成28年4月1日一部改正